

## 「市民税・県民税の公的年金からの特別徴収」 Q & A

### Q 1 どうして公的年金から市・県民税の特別徴収を行うのですか。

A 1 納税の利便性向上に地方税法が改正されました。

納税者の方は、市役所の窓口や金融機関に出向く必要がなくなり、納め忘れがなくなります。また、納期が年 4 回から 6 回になり 1 回あたりの負担額が軽減されます。

### Q 2 公的年金からの特別徴収は、本人の希望に基づく選択肢はありますか。

A 2 本人の希望で納める方法を選択することは出来ません。

地方税法 321 条の 7 の 2 において、『公的年金等の所得に係る個人住民税（市民税・県民税）については公的年金の支払いの際に特別徴収の方法により徴収するものとする。』とされているため、原則として公的年金を受給している全ての納税義務者が特別徴収の対象になります。また後期高齢者医療保険料は、一定の要件のもとに口座振替への選択ができるようになりましたが、住民税の場合は現在のところ、口座振替への選択はできません。

ただし、次の方は年金特徴の対象になりません。

- ・ 老齢基礎年金等の給付額が年間 18 万円未満の方
- ・ 介護保険料の特別徴収対象被保険者でない方
- ・ 特別徴収税額が公的年金の年額を超える方

### Q 3 特別徴収となる年金の種類は？

A 3 老齢等の年金で次のとおりです。なお、障害年金や遺族年金は非課税所得となることから、特別徴収の対象とはなりません。

1. 国民年金法による老齢基礎年金
2. 旧国民年金法（昭和 60 年国民年金等改正法による改正前の国民年金法）による老齢年金および通算老齢年金
3. 旧厚生年金保険法（昭和 60 年国民年金等改正法による改正前の厚生年金保険法）による老齢基礎年金、通算老齢年金および特例老齢年金
4. 旧国共済法等（昭和 60 年国共済法等改正法の改正前の国家公務員等共済組合法および国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法）による退職年金、減額退職年金および通算退職年金
5. 旧地共済法等（昭和 60 年地共済法等改正法による改正前の地方公務員等共済組合法および地方公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法）による退職年金、減額退職年金および通算退職年金

6. 旧私学共済(昭和 60 年私学共済法等改正法による改正前の私立学校職員共済組合法)による退職年金、減額退職年金および通算退職年金
7. 旧船員保険法(昭和 60 年国民年金等改正法による改正前の船員保険法)による老齢年金および通算老齢年金
8. 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員協裁共済組合法等を廃止する等の法律に規定する移行農林年金のうち、退職年金、減額退職年金および通算退職年金

**Q 4 特別徴収の対象となる年金を 2 種類以上受給している場合、どの年金から特別徴収されますか？**

**A 4** 対象となる年金を 2 種類以上受給されている場合、その受給額の多少に関わらず優先順位が決められているため、高順位の 1 つの年金から特別徴収されます。

1. 国民年金法による老齢基礎年金
2. 旧国民年金法による老齢年金または通算老齢年金
3. 旧厚生年金保険法による老齢年金、通算老齢年金または特例老齢年金
4. 旧船員保険法による老齢年金または通算老齢年金
5. 旧国共済法等による退職年金、減額退職年金または通算退職年金（厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされたもの）
6. 旧国共済法等による退職年金、減額退職年金または通算退職年金（上記 5. 以外のもの）
7. 移行農林年金のうち、退職年金、減額退職年金または通算退職年金
8. 旧私学共済法による退職年金、減額退職年金または通算退職年金
9. 旧地共済法等による退職年金、減額退職年金または通算退職年金

年度途中に優先順位の高い年金の支給が新たに発生した場合でも、翌年の 9 月 30 までは、特別徴収をする年金は変わりません。

**Q 5 給与収入と年金収入があります。これまで給与から年金に係る市民税・県民税も特別徴収されていましたが、これからも給与分から特別徴収することはできますか？**

**A 5** 給与所得と年金所得を合わせて給与や年金から特別徴収することは出来ません。

地方税法の改正により、従来は可能であった公的年金等に係る市民税・県民税の給与からの特別徴収が出来なくなります。したがって、給与からは給与に係る市民税・県民税が、年金からは公的年金等に係る市民税・県民税がそれぞれ特別徴収されることとなります。

注) そのほかにも不動産等の給与以外の所得があった場合、年金からの特別徴収は出来ませんので普通徴収となります。

**Q 6** 当初、介護保険料を年金から特別徴収されていましたが、年度の途中で保険料が変更になったため普通徴収に変わりました。市民税・県民税は、このまま特別徴収されますか？

A 7 介護保険料の特別徴収の対象者でなくなった場合は、市民税・県民税も普通徴収に切り替わります。後日市役所より納税通知書が送られてきます。

**Q 8** 介護保険料と国民健康保険税(または後期高齢者医療保険料)の合計額が、年金額の2分の1を超える場合は、国民健康保険税(または後期高齢者医療保険料)については、公的年金からの特別徴収は行われませんが、個人住民税でもそのような措置がされるのでしょうか？

A 8 介護保険料と国民健康保険税(または後期高齢者医療保険料)の合計額が、年金額の2分の1を超える場合には、国民健康保険税(または後期高齢者医療保険料)については特別徴収が行われず、介護保険料のみが特別徴収されることとなります。このとき、所得税と介護保険料を差引いた年金残額が住民税額より大きい場合には、住民税の特別徴収の対象となります。

また、年金額から①所得税、②介護保険料、③国民健康保険税(または後期高齢者医療保険料)を差引いた残額が住民税額より大きい場合についても特別徴収の対象となります。

**Q 9** 私は、国民年金法による老齢基礎年金を年額16万円・旧地共済法による退職年金を年額250万円支給されています。介護保険料は、旧地共済法における退職年金から特別徴収されています。この場合、特別徴収はどちらの年金からされるか教えてください。

A 9 前問より、複数の年金を受給されている場合の特別徴収の優先順位で高いほうは国民年金法による老齢基礎年金であり、この年金が特別徴収すべき年金となります。しかし、この年金の給付額は18万円未満であるため、この年金から特別徴収をすることができません。この場合、介護保険料の特別徴収を旧地共済法による退職年金から行っているため、個人住民税も旧地共済法による退職年金で特別徴収することとなります。

**Q 10** 私は、国民年金法による老齢基礎年金を年額16万円・旧地共済法による退職年金を年額250万円支給されています。介護保険料は、普通徴収となっています。この場合、特別徴収はどちらの年金からされるか教えてください。

A 10 年金から個人住民税を特別徴収するためには、介護保険が入間市において特別徴収されていることが要件にありますので、この場合、個人住民税を年金から特別徴収することができず、普通徴収となります。

**Q11** 私は、年金収入しかなく、個人住民税を公的年金から特別徴収をしています。確定申告において医療費控除を行うのを忘れたため、更正の請求を行いたいと思っていますが、その場合の個人住民税はどうなりますか？

A11 医療費控除を行うことで、個人住民税の税額決定は変更しますので、公的年金からの特別徴収は中止され、徴収済額を除いた残額が普通徴収に切り替わります。その際、特別徴収中止事由発生後に特別徴収された税額については、普通徴収分に充当することはできず、特別徴収された税額は還付されます。また、変更された税額が、既に公的年金から特別徴収をした税額より少ない場合、還付されます。

**Q12** 前問のように年度途中で個人住民税が変更になり、公的年金からの特別徴収が中止された場合、特別徴収の再開はいつからになりますか？

A12 翌年10月の年金支給分から特別徴収が再開されます。「特別徴収を開始する年度（新たに特別徴収になる年度）」をご参照ください。

**Q13** 私は給与所得と年金所得がありますが、個人住民税については、いつも均等割しかありません。今までは会社で特別徴収をしていましたが、今後はどうなりますか？

A13 給与所得にて特別徴収をされている場合、均等割は公的年金からは特別徴収されず、今までどおり会社からの特別徴収となります。

**Q14** 私の収入は毎年、年額80万円の年金収入のみでしたが、過年度遡及分として平成19年に支給されるべき年金が300万円支給されました。この場合も公的年金から特別徴収されるのですか？

A14 過年度遡及分については、その遡及分が本来支給されるべき年の収入として課税するものです。今回の場合、19年に合計380万円の支給があったとみなし、20年度の個人住民税の税額決定を変更しますので、公的年金からの特別徴収の対象とはされず、変更により増額された税額を普通徴収により納めていただくこととなります。

**Q15** 私は、年金所得と不動産所得がありますが、不動産所得については、建物老朽により近年はマイナスでの申告ばかりをしています。私のように「その他の所得」がある場合、当面の間は、年金所得については特別徴収、その他所得については普通徴収と聞きました。この場合の個人住民税の計算はどうなるのですか。

A15 今までどおり、総所得金額については損益通算が行われ、個人住民税額を決定しますが、「その他の所得」がマイナスであるため、個人住民税の全額が年金から特別徴収される額となります。

**Q16** 年金からの天引きと給与からの天引き(特別徴収)の両方になる場合、住民税の均等割は、どちらから天引きされますか？

A16 均等割と給与所得に係る所得割額は給与から天引きされ、年金所得に係る所得割額は年金から天引きされます。

**Q18** 住民税の均等割のみ課税されていて、年金からの天引きと普通徴収の両方になる場合では、どちらから天引きされますか？

A18 均等割の4,000円は、年金からの天引きと普通徴収の両方に分かれます。

普通徴収：2,000円（1期目）

年金特徴：2,000円（3期に分けての天引き）